

～市民参加で育む協働のまちづくりに向けて～

龍ヶ崎市まちづくり基本条例の制定について

1 まちづくり基本条例って何？

「まちづくり基本条例」とは、龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために、市民の主体的なまちづくりへの取組を応援し、市民、議会、執行機関が連携、協力してまちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定めるものです。



2 なぜ、まちづくり基本条例が必要なのか？

① 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権一括法」の制定により、地方自治法をはじめとする多くの法律が改正され、国と市町村の関係は大きく変わりました。最も大きく変わったことは、機関委任事務という市町村が国の出先機関として行っていた仕事が廃止されたことです。この改正により、明治時代から続いた国の出先機関としての市町村の位置付けがなくなりました。また、上下関係にあった国と市町村の関係も、対等・協力の関係となりました。

こうした地方分権改革により、市町村が行うことができる仕事が増え、また、それまで国の通達などに従って行っていた仕事を市町村が自らの判断と責任で行えることになりました。

このように、地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、地域の特色をいかした主体的なまちづくりを行えるようになりましたが、それを担う態勢を整えることが必要となってきました。

② 社会環境・市民意識の変化

高度経済成長期をはさみ、行政は、道路や下水道などのインフラ施設の充実をはじめ、箱物と呼ばれる公共建築物の整備を積極的に進めました。

高度経済成長が終わりを迎え、また、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、ハード施策からソフト施策が重視されるようになって、行政の活動範囲にも変化が生まれてきました。具体的には、これまでの行政サービスに加え、健康診査や相談機能の充実、介護事業の展開をはじめ、学童保育や一時保育、病児・病後児保育など、多様なニーズへの対応です。つまり、行政が担う公共サービスは、施設サービス中心の「家庭の外」のことから、「家庭の中」のことにまで拡大され、まさに、質・量ともに大きな変化を遂げました。

今後も、地域における福祉や防災・防犯体制など、新たな社会的課題を含めた公共サービスの需要の拡大が予想されます。どのように公共サービスを維持し、持続可能なものとしていくのか、地域のあり方が今、問われようとしています。

このような観点からまちづくりを考えると、市民の皆さんが主体的に関わる、いわゆる「共助」の取組、そして市民の皆さんと議会、執行機関が連携、協力していくこと、いわゆる「協働」の取組の重要性が増えています。すなわち、地域が抱える課題に対しては、これらの3者が知恵を出し合い、共に汗をかきながら課題解決に当たる必要があります。

このように、みんなで補い合い支え合いながら「より良い龍ヶ崎」を創るための手段となる「協働」の取組を推進するための基本ルールとなるのが「**まちづくり基本条例**」です。

3 まちづくり基本条例で何が変わるの？

条例と言っても、市民の皆さんに特別な規制を設けるものではなく、また、条例ができたからと言って、直ちに市民生活に影響を及ぼすものでもありません。

条例の制定を機に、まちづくりに今まで以上に興味を持っていただくとともに、市においても様々な活動に参加しやすい環境を充実していきたいと考えます。その結果として、協働によるまちづくりを進めて、みんなが幸せに暮らせるまちの実現に一步ずつ近づけていきたいという考えです。



4 まちづくり基本条例はどのようにつくってきたの？

① まちづくりの基本方向を示す最上位の計画への位置付け

本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」は、市民と共に考え、市民の声を反映した計画づくりとするため、公募市民と流通経済大学生、市職員によるワークショップ「策定市民会議」を設置して、まちづくりの課題や解決方法などについて議論し、また、延べ19回の市民懇談会、意見交換会など、市民の皆さんとの対話を重視したプロセスを経て策定したものです。審議会や市議会における審議を含め、約2年に及ぶものでした。

「まちづくり基本条例」についても、こうした策定市民会議での議論や市民の意見等を踏まえて、その制定が本プランに位置付けられたものです。

<まちづくりの重点戦略>

- 重点戦略1 協働のまちづくりと地域力のアップ
- 重点戦略2 若者・子育て世代の定住環境の創出
- 重点戦略3 まちの活性化と地名度アップ
- 重点戦略4 安心と住みよさが実感できる生活環境づくり



平成24年2月に策定した最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、目指していくまちの姿を「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」とし、その実現に向けて4つの重点戦略を定めています。

「まちづくり基本条例」の制定は、重点戦略の一つに掲げる「協働のまちづくりと地域力のアップ」の優先プロジェクトに位置付けられ、平成25年度に制定を目指す実施工程が明記されました。

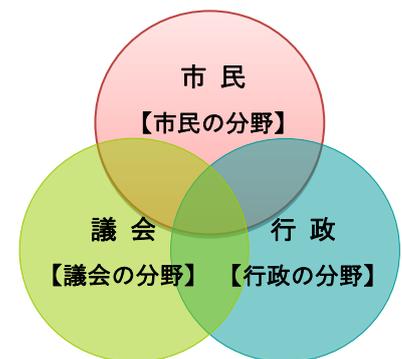
こうして、龍ヶ崎市におけるまちづくりの進め方のルールや各主体の役割などを明文化した、まちづくり基本条例の制定に向けた取組がはじまりました。

※本プランでは、一般に用いられる「自治基本条例」を名称として位置付けています。

② 議論とプロセスを重視した条例づくり

本条例制定の取組は、平成24年春から準備を始め、秋から作業をスタートしました。はじめに、まちづくりの主体である市民、議会、行政のそれぞれが、自らの分野について、条例に盛り込むべき事項とその考え方、いわゆる「骨子」づくりを進めました。

その後、各主体で作成した「骨子」を集約し、条例の基本的な事項や考え方をまとめた「条例素案」における「市民説明会」の開催、さらには、パブリックコメントによる意見募集などで、多くの市民の皆さんのご意見などを拝聴しながら、修正を重ねて「条例案」を策定しました。



「骨子」作成のイメージ図

<検討体制>

◆市民（市民の分野）

平成 24 年 10 月、学識経験者（5 名）、住民基本台帳からの無作為抽出により選出された市民（10 名）、龍ヶ崎市まちづくり市民会議（元策定市民会議）委員（5 名）で構成された「龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）」を設置しました。

条例に盛り込むべき市民に関する事項（市民の定義、市民の権利・役割と責務、地域コミュニティ等）について検討するとともに、骨子作成過程の中で、市民検討委員会の委員を中心に、「市民との意見交換会」を開催し、市民の意見を反映した「骨子」を作成しました。

◆議会（議会の分野）

龍ヶ崎市議会において、条例に盛り込むべき議会に関する事項（議会及び議員の役割と責務）について検討し、「骨子」を作成しました。

◆行政（行政の分野）

平成 24 年 9 月、市職員で構成する「龍ヶ崎市自治基本条例検討職員プロジェクト（以下「職員プロジェクト」という。）」を設置しました。

条例に盛り込むべき行政に関する事項（前文、総則、市長等の役割と責務、情報共有、行政評価、行政手続、危機管理等）について検討し、考え方を整理しながら「骨子」を作成しました。

また、各主体が検討し作成した骨子を集約して「全体骨子」を作成するとともに、節目節目に、市民の意見を拝聴しながら、条例素案や条例案を策定しました。

③ 条例制定に至るこれまでの取組について

平成 22 年
～平成 23 年

5 月 「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」策定の検討

まちづくりの基本方向（戦略と実践手段）を示す最上位の計画の策定に向けた取組をスタートしました。

計画策定の基礎資料とするため、18 歳以上の市民 4,000 人と、市内高校に通学する市内在住の高校 2 年生 251 人に対し、アンケート調査を実施するとともに、市民等の意見をプランに反映させるため、小・中学校区単位での市民懇談会、さらには、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。

- ・平成 22 年 7 月～8 月：市民意識調査
- ・平成 22 年 10 月：高生意識調査
- ・平成 22 年 11 月：市民懇談会（中学校区 6 回）
- ・平成 23 年 7 月：市民懇談会（小学校区 13 回）
- ・平成 22 年 10 月～平成 23 年 2 月：団体ヒアリング（21 団体）
- ・平成 23 年 9 月～10 月：パブリックコメント

7 月 総合計画策定審議会の開催

市議会議員や知識経験者、各種団体の代表者、市民代表で構成される総合計画策定審議会に、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の策定について諮問し、7 回の審議を経て、平成 23 年 10 月に答申書を市長に提出しました。

9月 策定市民会議の設置

市民と共に考え、市民の声を反映した計画づくりを進めるため、公募市民や流通経済大学生、市職員によるワークショップ「策定市民会議」を設置しました。委員数：39名（ファシリテーター3名を含む）

3つのグループに分かれて、グループ討議や現地視察を行いながら、それぞれのグループ毎に提言書をまとめて、その提言と発表会とあわせて、「まちみらいフォーラム（平成22年12月）」を開催しました。

本プランには、この市民会議からの提言が随所に反映されています。



2月 「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の策定

「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（案）」を平成23年第4回市議会定例会に上程し、平成23年12月19日に可決されました。

7月 龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会委員（市民委員）の募集

条例に盛り込むべき市民に関する事項を検討するため、市民検討委員会委員（市民委員）を募集しました。募集にあたっては、広く市民の意見をお聴きするため、住民基本台帳から250名の方を無作為に抽出し、通知を送付した方の中から、参加を希望した10名を市民委員に選任しました。

9月 龍ヶ崎市議会による「議会の分野」の検討

条例に盛り込むべき議会に関する事項を検討していただくため、市議会議長に依頼しました。これを受けて、市議会では、全員協議会において議会の分野の骨子について検討し、平成25年4月、市長宛回答しました。

龍ヶ崎市自治基本条例検討職員プロジェクトによる「行政の分野」等の検討

条例に盛り込むべき行政に関する事項をはじめ、条例素案や条例案の内容を検討するため、市職員11名で構成する「職員プロジェクト」を発足しました。

- ・グループ会議：A・Bグループ（5回）
- ・全体会議：19回



平成 25 年

10月 龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会による「市民の分野」の検討

条例に盛り込むべき市民に関する項目を検討するため、学識経験者や市民計 20 名で構成する「市民検討委員会」を発足しました。

市民検討委員会は、発足から骨子作成までに、延べ 17 回の会議を開催し、熱心かつ活発な議論を行いました。

また、第 2 回の会議では、委員の条例に対する共通理解・共通認識を深め、情報の共有化を図ることを目的に、有識者による講話を実施しました。



「龍ヶ崎市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）」から選出された 5 名は、市民検討委員会で議論、検討した内容を所属する市民会議（A グループ）に報告するとともに、次回のテーマをもとに議論や意見の集約を行うための会議を開催しました。

・A グループ会議：8 回

※「龍ヶ崎市まちづくり市民会議」とは

最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の推進に向けて意見等を行うとともに、本プランの主要事業に位置付けられた事業の企画・立案等に参画するなど、まちづくりへの参画や主体的に関わる活動を行っていただくものです。3 つ（A・B・C）のグループに分かれて、それぞれの検討テーマに沿って活動しました。

8月 龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会による「市民との意見交換会」を開催

骨子の作成過程において、市民検討委員会が、それまで検討してきた内容を市民にお知らせし、多くの市民の意見を提言に反映させるため、8 月 4 日・11 日の 2 日間、市民検討委員会による「市民との意見交換会」を 4 会場で開催し、52 人の市民が参加しました。



11月 龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会から市長に「骨子（市民の分野）」を提出

市民検討委員会は、延べ 17 回に及び会議を開催し、約 1 年にわたる検討の成果を「提言書」に取りまとめ、11 月 9 日中山市長に提出しました。



12月 「3者（市民・議会・行政）による意見交換会」の開催

各主体で検討したそれぞれの分野の骨子を集約した「全体骨子」を作成するため、市民、議会、行政の各主体の代表者の参加を得て、意見及び情報の交換を3回（平成25年12月～平成26年2月）行いました。



3月 「全体骨子における市民との意見交換会」の開催

「3者による意見交換会」を踏まえて作成した「全体骨子」について、広く市民の意見を拝聴し、条例素案に反映させるため、「全体骨子における市民との意見交換会」を4回（3月15日・16日）開催し、88人の市民が参加しました。



5月 「市民説明会」の開催

「全体骨子における市民との意見交換会」での市民の意見を反映した「条例素案」に対する「市民説明会」を4回（5月17日・18日・24日）開催し、116人の市民が参加しました。



6月 条例の名称決定

条例制定作業も終盤を迎え、条例の内容がほぼ固まってきたことから、仮称として使用してきた「自治基本条例」の名称を最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に掲げた「協働のまちづくりと地域力のアップ」を主眼とした内容にふさわしい「まちづくり基本条例」としました。

8月 条例案の策定

「市民説明会」での意見や提案等を踏まえて、改めて内容を整理し、「条例案」を策定しました。

パブリックコメントの実施

「条例案」に対し、広く市民のご意見を拝聴するため、平成26年8月18日から9月17日までの約1か月間、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

- ・意見提出者数及び件数：12名・1団体，49件

平成 27 年

● 11月 **パブリックコメントの公表**

パブリックコメント制度に基づき提出された意見とその意見に対する市の考え方について公表しました。

・公表期間：平成 26 年 11 月 4 日から 12 月 5 日まで

● 12月 **「龍ヶ崎市まちづくり基本条例案」の議会上程，制定**

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例案」を平成 26 年第 4 回市議会定例会に上程し，平成 26 年 12 月 19 日に可決され，同年 12 月 25 日に公布しました。

● 2月 **「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」庁内説明会の開催**

条例に対する職員の理解と認識を深めるため，平成 27 年 2 月 4 日から 5 日の 2 日間（4 回），市職員を対象とした説明会を開催しました。参加職員数：270 名



● 6月 **「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」の趣旨等を踏まえた関連条例の一部改正**

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」の趣旨に沿った見直しを図り，協働によるまちづくりを推進するため，第 2 回市議会定例会に，関係条例（27 条例）の議案を提出し，可決しました。

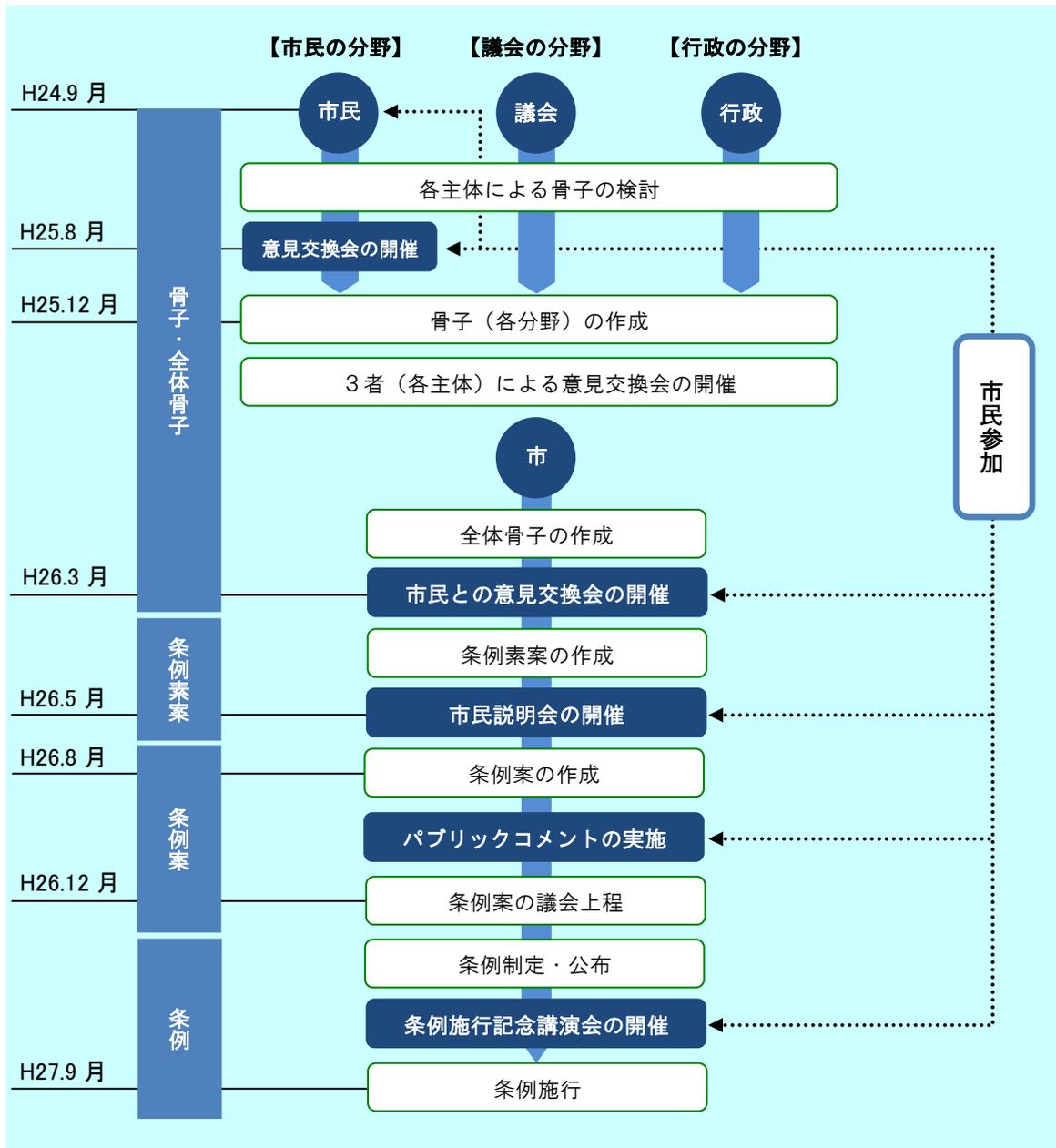
● 8月 **「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」施行記念講演会の開催**

8 月 1 日，まちづくり基本条例の施行を記念して，公益財団法人 地方自治総合研究所所長の辻山幸宣氏を講師に招き，「協働によるまちづくり ～まちづくり基本条例を考える～」をテーマに基調講演を行いました。参加者数：105 名



● 9月 **「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」の施行（9 月 1 日）**

④ 条例施行までのスケジュール（平成 24 年 9 月以降）



5 条例のポイント

① 条例の構成等

この条例では、まちづくりの主体である市民の権利や、まちづくりの担い手である市民・議会・執行機関のそれぞれの役割や責務等、さらには、市政運営の基本的事項などを明らかにしています。

なお、条例は、次の8章により構成し、主な特長的な事項は次のとおりです。

前文	・ 条例制定の背景や目指すべきまちの姿、将来のまちづくりに必要なことを決意表明しています。
第1章 総則 (第1条～第3条)	・ 条例の目的や位置付け、用語の定義について定めています。
第2章 まちづくりの基本理念 (第4条)	・ まちづくりにおける基本的な考え方について定めています。
第3章 まちづくりの担い手 (第5条～第15条) 第1節 市民 第2節 子ども 第3節 地域コミュニティ 第4節 議会 第5節 執行機関	・ 市民の権利、役割と責務を定めています。 ・ 将来のまちづくりの担い手であることのもまちづくりへ参加しやすい環境整備を定めています。 ・ 地域コミュニティの役割や活動の推進などを定めています。 ・ 議会及び議員の役割と責務を定めています。 ・ 市長、執行機関、職員の役割と責務を定めています。
第4章 情報共有 (第16条～第17条)	・ 議会及び執行機関の保有する情報の公開及び提供、個人情報の保護について定めています。
第5章 参加 (第18条～第22条)	・ 参加の促進及び方法、意見への対応、附属機関への参加、住民投票について定めています。
第6章 市政運営 (第23条～第33条)	・ 市政運営の基本事項（最上位の計画に基づく市政運営、行政改革、財政運営、行政評価、行政手続、説明責任、政策法務、危機管理、法令遵守及び公益通報、組織体制、要望等への対応）について定めています。
第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力 (第34条～第35条)	・ 国、県及び他の地方公共団体並びに国際社会との関係を定めています。
第8章 条例の検討及び見直し (第36条)	・ この条例の検討や見直しについて定めています。

(主な特長的な事項)

■ こどものまちづくりへの参加（第7条）

市民・議会・執行機関は、龍ヶ崎市の将来のまちづくりの担い手である子どもたちを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるように、その環境整備に努めることについて定めています。

■ 危機管理（第29条）

市長は、安心して安全な市民生活を確保するため、災害などに対する危機管理体制の整備と、市単独の対策では不十分な大規模な災害に備え、市民及び関係機関との連携及び協力を図ることについて定めています。また、自分の安全は自分で守ること（自助）や、地域の安全の確保のため、地域住民等と相互に協力して災害に備えること（共助）について定めています。



② 協働によるまちづくりの仕組み

◆市民、議会、執行機関の役割・関係

まちづくりの担い手である市民・議会・執行機関がそれぞれの役割を果たすことで、誰もが「龍ヶ崎市に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりを目指していきます。

●「市民」とは…（第3条）

- ・市内に住所を有する個人（住民）
- ・市内に通勤し、又は通学する個人
- ・市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- ・市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体



■市民の権利（第5条）

- ・まちづくりに参加する権利
- ・市政の情報を知る権利

■市民の役割と責務（第6条）

- ・まちづくりに関心を持ち、自主的にまちづくりへの参加に努めます。
- ・互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めます。
- ・自らの発言と行動に責任を持ちます。
- ・公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮します。



6 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の内容

龍ヶ崎市まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念（第4条）

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民（第5条・第6条）

第2節 こども（第7条）

第3節 地域コミュニティ（第8条—第10条）

第4節 議会（第11条・第12条）

第5節 執行機関（第13条—第15条）

第4章 情報共有（第16条・第17条）

第5章 参加（第18条—第22条）

第6章 市政運営（第23条—第33条）

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力（第34条・第35条）

第8章 条例の検討及び見直し（第36条）

付則

私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となっている牛久沼や小貝川などの水環境、緑豊かな田園風景、台地に広がる森林など、私たちに安らぎと潤いを与える水と緑に恵まれた豊かな自然を有しています。

その自然環境の中で育まれた歴史と文化は、関東以北で最古の多宝塔に代表される歴史的遺産や関東三奇祭の一つとも呼ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してきました。

私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切に、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、

協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割、責務等及び市政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する個人（以下「住民」という。）

イ 市内に通勤し、又は通学する個人

ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体

エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。

(4) まちづくり 市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいう。

(5) 地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住

民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 前項の協働によるまちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- (1) 市政に関する情報を相互に共有すること。
- (2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。
- (3) お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。

3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。

第2節 こども

(こどものまちづくりへの参加)

第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

第3節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な

主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心して安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(地域コミュニティへの支援)

第10条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4節 議会

(議会の役割と責務)

第11条 議会は、市の意思決定機関として、政策形成機能の充実を図るとともに、執行機関の行財政運営、事務処理及び事業の実施が適正かつ効率的に行われているか監視する機関として、その役割を果たし、市民の意思が市政に反映されるよう努めるものとする。

2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるよう、開かれた議会運営に努めるものとする。

(議員の役割と責務)

第12条 議員は、住民の代表者として、住民の意見を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

第5節 執行機関

(市長の役割と責務)

第13条 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上のため、市民の負託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、市政運営に当たっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に反映させるものとする。

(執行機関の役割と責務)

第14条 執行機関は、所掌事務を自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理しなければならない。

2 執行機関は、市長の総合的な調整の下、相互の連携及び協力を図りながら、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならない。

(職員の役割と責務)

第 15 条 市の職員（以下「職員」という。）は、市民福祉の向上のため、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市を取り巻く環境に的確に対応するため、積極的に知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

第 4 章 情報共有

(情報共有)

第 16 条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 17 条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

第 5 章 参加

(参加の促進)

第 18 条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

(参加の方法)

第 19 条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。

(意見への対応)

第 20 条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(附属機関への参加)

第 21 条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属

機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。

(住民投票)

第 22 条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。

3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第 6 章 市政運営

(最上位の計画に基づく市政運営)

第 23 条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画（以下「最上位の計画」という。）を財政見通しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政改革)

第 24 条 市長は、効率的な市政運営を図るため、行政改革に関する計画を定め、行政改革を推進しなければならない。

2 市長は、行政改革に関する計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(財政運営)

第 25 条 市長は、柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。

2 市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。

3 市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。

(行政評価)

第 26 条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営の実現を図るため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう努めるとともに、その内容を市民に分かりやすく公表しなけれ

ばならない。

(行政手続)

第 27 条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に資するため、執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(説明責任)

第 28 条 執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(政策法務)

第 29 条 執行機関は、市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、法令の解釈及び運用を自主的かつ適正に行うとともに、必要な条例等の整備を行うものとする。

(危機管理)

第 30 条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。

3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。

(法令遵守及び公益通報)

第 31 条 執行機関は、職員の職務の遂行に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。

2 執行機関は、違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員等の公益通報に関する事項を定めなければならない。

(組織体制)

第 32 条 執行機関は、効率的かつ機能的で、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応し、かつ、相互の連携が保たれるよう、内部組織を編成するものとする。

(要望等への対応)

第 33 条 執行機関は、市民の市政に対する要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の信頼を確保するとともに、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

第 7 章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

(国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第 34 条 執行機関は、共通する課題を解決し、市民により良い公共サービスを提供するため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(国際社会における連携及び協力)

第 35 条 執行機関は、平和、人権、文化、教育、環境等の幅広い分野において、国際社会における連携及び協力を努めなければならない。

第 8 章 条例の検討及び見直し

第 36 条 議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

付 則

この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。